こうなんファミリーサポートセンター
手引き

香南市社会福祉協議会キャラクター　ワオさん

こうなんファミリーサポートセンター

（社会福祉法人　香南市社会福祉協議会内）
香南市社協ＴＥＬ：０８８７-５７-７３００
ＦＡＸ：０８８７-５７-７３０５
メールアドレス: konan-fs@ca.pikara.ne.jp
（ファミサポ専用携帯）：０８０－９８３６－４９２３
（携帯 Email）：kfs7300@ezweb.ne.jp

平成２８年８月１日作成（平成３０年４月１日更新）

目次

目次・・1
1.相互援助活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.入会・退会の手続き等 ・ 3.援助できる内容・・・・・・3
4.援助活動のシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5.援助活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6.活動を開始する前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
7.利用料等に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
8.補償保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
9.緊急時事故対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
10.こうなんファミリーサポートセンター会則・・・・・・・・17
11.個人情報保護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・22
「こんなときどうするの？」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

1. 相互援助活動について

こうなんファミリーサポートセンター（以下センターという）は、

『子育ての手助けをして欲しい人（おねがい会員）』と

『子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）』　が

会員となって、お互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織です。

センターは、おねがい会員のニーズにあったまかせて会員を紹介し、条件にあった子育て支援ができるよう、会員相互の育児支援をサポートします。

《会員の条件》

（１）おねがい会員

香南市に住民登録があり、生後６カ月から小学校６年生までの子と同居する保護者の方

（２）まかせて会員

香南市に住民登録がある２０歳以上の方で、心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる方

（３）両方会員

おねがい会員・まかせて会員の両方を兼ねる方

《アドバイザーについて》

センターの円滑な運営、事務処理や相互援助活動の円滑化を図るため、アドバイザーを置きます。

◎アドバイザーの業務

①センター会員の募集、登録その他会員組織に関すること

②会員の相互援助活動の調整及び支援に関すること

③会員に対する事業の周知、講習会の開催に関すること

④会員間の交流及び情報交換に関すること

⑤関係機関との連絡調整に関すること

⑥センターの広報活動に関すること

⑦その他必要な業務に関すること

2. 入会・退会の手続き等

- 入会手続き

（1） 所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、直接、センターへお申し込みください。
（2）おねがい会員は、アドバイザーとの面接を受けた上で、会員証を発行します。
（3）まかせて会員及び両方会員は、原則として、センターが実施する講習を受講した上で会員証を交付します

- 退会手続き

センターを退会しようとする会員は、「退会届書」を提出するとともに「会員証」及びセンターが指示する書類等を返還してください。

3. 援助できる内容

★ファミリーサポートセンターで行う援助は、
あくまでも恒常的・臨時的のものです。
保育施設のような長時間・継続的なものではありません。
突発的なことや、短時間での援助が必要な時に上手にご利用ください。

《こうなんファミリーサポートセンターで扱う育児支援の内容》

① 保育施設等の保育開始前までと保育終了後、お子さんを預かります。
② 保育施設等までのお子さんの送迎を行います。
③ 学校の放課後又は、放課後児童クラブ終了後、お子さんを預かります。
④ 会員の方が冠婚葬祭・会合・通院・外出（リフレッシュ）などの際、お子さんを預かります。
⑤ その他、センターの認める範囲内で、会員の仕事と育児の両立に必要な援助を行います。

※ 原則として、お子さんを預かる場合は、まかせて会員の自宅で預かります。
※ 援助活動は早朝、夜間にわたることもありますが、宿泊はできません。
※ お子さんの受け渡しについては、大人から大人への受け渡しとします。
※ 病児・病後児のお子さんの援助はできません。

4. 援助活動のシステム

こうなんファミリーサポートセンター
事務局
（アドバイザー）

☆援助活動の受付、集計、活動全般の把握

（随時）相談等

⑤援助依頼の報告

②まかせて会員の紹介

①登録

①登録

②おねがい会員の紹介

⑧報告書提出（毎月5日）

③事前打ち合わせ

お子さんと一緒に面接

④援助活動の依頼

⑥援助活動

⑦利用料等の支払い

おねがい会員

まかせて会員

活動の前日に「おねがい会員」さんから「まかせて会員」さんに連絡をお願いするワオ。

こうなんファミリーサポートセンターの仕組み

こうなんファミリーサポートセンター

おねがい会員登録　（登録料は、無料です）　**まかせて会員登録**

個別の説明を受けて、制度の趣旨や
目的をご理解の上で入会申込書を提出
【必要書類】
・入会申込書

【お渡しする書類】
・事前打ち合わせ書
（お子さま一人ずつのご記入になります）
【支援活動内容の確認】
・利用の内容
・場所、送迎の有無、利用の頻度等
・まかせて会員への希望

センターの実施する研修会を受講後、
個別の説明を受けて、制度の趣旨や
目的をご理解していただいたうえで
《**会員登録完了**》となります。
【必要書類】
・入会申込書
※後日、個人面接の時間をいただきます。

センターへ援助の依頼
・まかせて会員の紹介をしてもらう

センターより援助の依頼
・援助内容の確認
・活動可能の場合は、おねがい会員へ情報を提供

センターのアドバイザーが、まかせて会員とおねがい会員に
連絡をして事前打ち合わせの日時を調整する
※まかせて会員に紹介状・事前打合わせ書を送付(おねがい会員にも同時発送))

事前打ち合わせ
おねがい会員は事前打ち合わせ書を記入、お子さんと一緒にまかせて会員宅にて行う

※事前打ち合わせ終了後、ペアが不成立の場合、センターに紹介状を返却して下さい。

援助の依頼
センターへの援助依頼をする
センターより結果を報告

援助依頼 →
← 援助活動

援助活動
活動終了時に報告書作成し、
おねがい会員へ提出
（利用料等の領収書になります）

援助活動終了後
まかせて会員へ利用料をお支払いください

利用料等支払い →

センターへ活動報告書を提出
毎月翌月５日までに提出してください

※活動報告書は、３部構成になっております。**①まかせて会員用　②おねがい会員用　③センター用**

【問い合わせ先】
こうなんファミリーサポートセンター
TEL　０８８７－５７－７３００
（携帯）０８０－９８３６－４９２３

5. 援助活動について

1．**おねがい会員、まかせて会員**は、直接センターにて登録をします。
2．**アドバイザー**は、**おねがい会員**の依頼内容にあった援助のできる**まかせて会員**に連絡します。
3．**アドバイザー**は、**おねがい会員**に援助のできる**まかせて会員**を紹介します。
4．**アドバイザー**が**おねがい会員、まかせて会員**に連絡し『事前打ち合わせ』の日時・場所を調整します。
5．**おねがい会員**と**まかせて会員**で『事前打ち合わせ』を行います。

★ 原則として、『事前打ち合わせ』は、おねがい会員がお子さんを連れて、まかせて会員宅でおこないます。
★『事前打ち合わせ』は、援助時間などを決めるだけではなく、お互いを理解し、特にお子さんがまかせて会員に慣れることが大切です。

6．**おねがい会員**が援助活動を依頼したい時は、**センター**にご連絡下さい。原則、**センター**より**まかせて会員**に援助依頼の連絡をします。
⇒**センター**より**おねがい会員**に結果を連絡する

★ 食事・おやつ・おむつ等は、原則としておねがい会員が用意します。
★ おねがい会員は、送迎を依頼した場合、お子さんの通っている施設（保育所や放課後児童クラブなど）に迎えに行くまかせて会員のことを伝えておきましょう。
※　保育施設の送迎には**事前に委任状の提出**が必要です。

7．**おねがい会員**は、約束の時間までに、まかせて会員のお宅へお子さんを迎えに行きます。
8．**まかせて会員**は、援助活動が終了したら、『活動報告書』を記入します。
9．**おねがい会員・まかせて会員**の双方が『活動報告書』の内容を確認したら、おねがい会員は速やかに利用料等を支払います。
１０．**まかせて会員**は、『活動報告書』を翌月５日までに、センターに提出します。

◆キャンセルの手続き◆

① 会員間でキャンセルの連絡を行う
⇩　　※キャンセルする側からできるだけ早く連絡してください。
② センターへキャンセルの報告
※センター閉所時でも報告が必要です。メール等をご利用ください。

●おねがい会員が当日キャンセルする場合は、キャンセル料が発生します。
→詳しくは、「7．利用料等に関する基準(９ページ)」をご参照ください。
●まかせて会員からのキャンセルはキャンセル料が発生しません。

6. 活動を開始する前に

【会員の心得】

① ファミリーサポートセンターの趣旨と決まりを守りましょう。

② お互いのプライバシーは守りましょう。

③ 約束した開始時間・終了時間は守りましょう。

④ 援助依頼の成立後、おねがい会員は、その都度センターに連絡してください。
休日等でセンターが休みの場合は、援助開始前に必ずセンターの留守電またはメールに連絡してください。**センターへ報告のない活動については、補償保険が適用されません。**
※留守電（携帯）、メールには会員番号・氏名・援助日時・援助内容を記録してください。

【おねがい会員】

◆ 必要な持ち物（食事・ミルク・哺乳瓶・おむつ・着替え・ビニール袋・お気に入りのおもちゃ等）はそろっていますか？
◎まかせて会員が用意した場合は実費となります。

◆ 送迎などの依頼の場合、保育施設等への連絡・委任状の届出は済んでいますか？

◆ 保育施設等から持って帰るものなどをまかせて会員に伝えてありますか？

◆ 利用料や実費などの準備は済んでいますか？
（金額をあらかじめ計算し、おつりのないように封筒などに入れておきましょう。）

◆ 依頼した援助活動以外の内容は要求しないでください。

◆ お子さんの様子はいつもと変わりありませんか？病児・病後児の援助依頼はできません。

【まかせて会員】

◆ 家庭にお子さんを迎え入れる準備はできていますか？
□ 安全チェックリストに基づいたチェック
□ 他の家族の理解など

◆ お子さんの年齢的な特徴・性格・好きなものなどについて、情報を把握していますか？

◆ 送迎の援助の場合、保育施設等の場所は把握してありますか？また、持って帰るもの等は把握していますか？

◆ 活動中は、常にお子さんの安全の確保に努めましょう。

◆ 活動中にお子さんの異常を認めた場合（体調不良・ケガ・事故など）は、おねがい会員に速やかに連絡するとともに、状況に応じた対応をとり、センターにもご連絡ください。

安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

１．火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 □

２．１１９番を呼ぶ際に必要となる場所（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 □

３．緊急連絡先（おねがい会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。 □

４．階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。 □

５．ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。 □

６．たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。 □

７．硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。 □

８．ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 □

９．熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 □

１０．反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないところに置いていますか。 □

１１．浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが１人では中に入れないような対策がしてありますか。 □

１２．子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。 □

１３．子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。 □

１４．子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。 □

１５．ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。 □

7. 利用料等に関する基準

一般援助活動	午前７時～午後７時まで	１時間あたり６００円
	午後７時～午後９時まで	１時間あたり７００円
	土日祝日午前７時～午後９時まで	１時間あたり７００円
	年末年始（12/29～1/3）	１時間あたり７００円
交通費	自家用車を使った送迎	１㎞３０円
	公共交通機関を利用した場合	実費
食事代	まかせて会員が提供する場合	実費（１食２００円程度～）
おむつ代	まかせて会員が提供する場合	実費

《備考》

注１　最初の１時間は、それに満たない場合でも１時間とみなします。

注２　１時間を超える場合は、30 分単位でそれぞれ１時間あたりの利用料単価の半額とします。

注３　援助活動が午後７時をまたぐ場合は、１時間６００円で計算してください。

注４　同一世帯に属する複数の子どもを預かる場合は、２人目から半額とします。

注５　おねがい会員が援助活動を取り消した場合は、次のとおりとします。

ア）前日までの取り消し・・・・・・無料

イ）当日の取り消し・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の半額

ウ）無断取り消し・・・・・・・・・依頼予定時間の利用料の全額

※　一般援助活動は原則午前７時から午後９時までとなりますが、それ以外の援助活動時間は一律１時間あたり７００円の利用料とします。

※　住民税非課税・児童扶養手当受給者・生活保護世帯・一人親家庭・ダブルケア負担世帯については、通常の利用料金の半額とします。

《実費》

原則として、食事（ミルク）・おやつ・おむつ等はおねがい会員が用意しますが、やむを得ずまかせて会員が用意した場合は、おねがい会員が実費を支払います。

《利用料等の支払いについて》

◆ 利用料等の支払いは、援助活動の終了後、速やかに行ってください。

●利用料に関する基準の説明●

注１）	最初の１時間は、それに満たない場合でも１時間とみなします。 例①　ＰＭ5:00～ＰＭ5:20（利用時間 20 分） 例②　ＰＭ4:20～ＰＭ4:50（利用時間 30 分） ※利用時間が、20 分、30 分でも１時間の利用料金となり、６00 円になります。
注２）	１時間を超える場合は、30 分単位で１時間あたりの利用料単価の半額とします。 例③　ＰＭ4:00～ＰＭ5:30（利用時間１時間 30 分） （計算方法）　ＰＭ4:00～5:00　１時間利用　６00 円 ＰＭ5:00～5:30　30 分利用　（１時間６00 円の２分の１） ３00 円 （合計利用料金）　９００円となります。
注３）	援助活動が午後７時をまたぐ場合は、１時間６００円で計算してください。 例④　ＰＭ５:20～ＰＭ7:40 までの活動 （計算方法）　ＰＭ5:20～7:20　２時間利用　６００円×２時間=1,200 円 ＰＭ7:20～7:40　20 分利用　（１時間７００円の２分の１） 30 分単位で計算　350 円 （合計利用料金）　1,550 円
注４）	原則１対１の預かりで、同日の同時間に複数のおねがい会員の子どもは預れません。 ※同一世帯に属する複数の子どもを預かる場合は、２人目から半額とします。 ※ただし兄弟、３人以上の子どもを預かるときには、年齢・状況により検討しての対応とします。
注５）	おねがい会員が援助活動を取り消した場合は、次のとおりとします。 ア）前日までの取り消し　･･･無料 イ）当日の取り消し　･･･依頼予定時間の利用料の半額 ウ）無断取り消し　･･･依頼予定時間の利用料の全額 ※取り消し(キャンセル)の場合は、わかった時点で早めにまかせて会員へ連絡をして、お互いにきちんと確認し、迷惑がかからないようにしましょう。
※	年末年始は、12 月 29 日～1 月３日とします。

★利用料等の支払いは、原則、援助活動終了後精算しますので、あらかじめおつりのないように準備しておくようにしましょう。

●開始時間
- 自宅でお子さんを預かる場合は、預かった時間から
- お子さんを迎えに行く場合は、まかせて会員が自宅を出た時間から

●終了時間
- お子さんを預かった場合は、おねがい会員にお子さんを引き渡した時間まで
- お子さんを送っていく場合は、まかせて会員が自宅についた時間まで

8. 補償保険制度について

●会員には、安心して活動に参加できるよう『サービス提供会員傷害保険』『賠償責任保険』『依頼子供傷害保険』『研修・会合傷害保険』に加入していただきます。保険料は、センターが負担します。

「サービス提供会員傷害保険」

まかせて会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子ども宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、疾病（持病の悪化等を含む）は対象となりません。

種　類	補　償　額	備　　考
死　　亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3000 円	事故日より 180 日以内を限度
手　　術	3000 円×10 倍（入院中の手術） ×　5 倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通院（1 日）	2000 円	事故日より 180 日以内 90 日分を限度

（保険金をお支払いする場合）

・まかせて会員が、走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれず転んでケガをした
・まかせて会員が、子どもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした
・まかせて会員が、子どもを乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした
・地震が発生し、サービス提供会員が棚から落下したものにあたってけがをした

（保険金をお支払いしない主な場合）

・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
・戦争、暴動などによって被った傷害
・むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

「賠償責任保険」

ファミリーサポートセンターまたは、まかせて会員（被保険者）が、保育サービス等の提供中に他人（おねがい会員の子どもを含む。まかせて会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子ども預かりに必要な日用品を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

項　目	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算　１名・１事故 ２億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算　１名・１事故・保険期間中 ２億円
初期対応費用	１事故　500 万円
訴訟対応費用	１事故　1000 万円
受託者賠償責任保険	１事故・保険期間中 10 万円

※自動車事故での賠償責任保険は適応されません

（保険金をお支払いする場合）

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った（施設賠償責任）
- まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った（生産物賠償責任）
- おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った（受託者賠償責任）

（保険金をお支払いできない主な場合）

- 保険契約者または被保険者（補償を受けることができる方）の故意
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機（貨物専門のものを除きます）施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）・動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任保険のみお支払いできません）等

「依頼子供傷害保険」

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とまかせて会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。
なお、本保険は傷害保険のため、疾病（持病の悪化等を含む）は対象となりません。

種　類	補　償　額	備　考
死　　亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後　遺　障　害	程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（１日）	3000 円	事故日より 180 日以内を限度
手　　術	3000 円×10 倍（入院中の手術） ×　５倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通院（１日）	2000 円	事故日より 180 日以内で 90 日を限度

（保険金をお支払いする場合）

・子どもが、階段から落ちてケガをした
・子どもが、犬にかまれてケガをした
・子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした
・地震が発生し、依頼子供が棚から落下しものにあたってケガをした。

（保険金をお支払いしない主な場合）

・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
・戦争、暴動などによって被った傷害
・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

「研修・会合傷害保険」

会員が、研修会や会合等の開催中及び自宅と会場の往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため疾病（持病の悪化を含む）は対象となりません。

種　類	補　償　額	備　考
死　　亡	145 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後　遺　障　害	程度により 145 万円～5.8 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（１日）	1500 円	事故日より 180 日以内を限度
手　　術	1500 円×10 倍（入院中の手術） ×　５倍（入院中以外の手術）	事故日より 180 日以内の手術
通院（１日）	1000 円	事故日より 180 日以内で 90 日を限度

（保険金をお支払いする場合）

・会員が、研修会場で転倒してケガをした
・会員が、研修会場に向かう途中、自動車事故に遭いケガをした
・研修会場での一時預かり中に、子ども同士がぶつかりケガをした

（保険金をお支払いしない主な場合）

・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
・戦争、暴動などによって被った傷害
・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

「お見舞金制度」

上記保険で補償されない部分として、預かった子どもの加害事故（まかせて会員の財物及びまかせて会員の同居家族の身体・財物への損害を対象とします）、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス）、車での送迎中の事故（自損または当て逃げによりまかせて会員の車が損傷した場合、及びまかせて会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします）についてお見舞金をお支払いします。

（お見舞金一覧）

領収金額	お見舞金
２，０００円未満	０円
２，０００円～　４，０００円未満	１，０００円
４，０００円～　６，０００円未満	２，０００円
６，０００円～　８，０００円未満	３，０００円
８，０００円～　１０，０００円未満	４，０００円
１０，０００円～　１５，０００円未満	５，０００円
１５，０００円～　２０，０００円未満	７，０００円
２０，０００円～　３０，０００円未満	１０，０００円
３０，０００円～　５０，０００円未満	１５，０００円
５０，０００円～　７０，０００円未満	２０，０００円
７０，０００円～１００，０００円未満	２５，０００円
１００，０００円以上	３０，０００円
自動車保険（任意保険）を使用	一律　５，０００円

このような時にお見舞金をお支払いします

（ケガ、病気）

・まかせて会員の家族が預かった子どもにケガを負わされた

・まかせて会員または預かった子どもが熱中症にかかった

・まかせて会員またはその家族が預かった子どもにインフルエンザをうつされた

（物損）

・預かった子どもにまかせて会員の家の物を壊された

・預かった子どもにまかせて会員の車を傷つけられた

・まかせて会員が当て逃げにあい車を傷つけられた

・まかせて会員の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた

（その他）

・不測の事態が生じ、まかせて会員が支出を余儀なくされた（その額及び使途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限ります。）

このような時は保険をお支払いできません

・おねがい会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家の物を壊した

・車での送迎中、まかせて会員が対人事故を起こして他人を死傷させた

詳しくは、センターまでお問い合わせください。

10. こうなんファミリーサポートセンター会則

(名称)

第１条　本会は、こうなんファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第２条　センターは、事務所を高知県香南市吉川町吉原９５（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内)に置く。

(センターの目的)

第３条　センターは、地域において子育ての援助をしてほしい方(以下「おねがい会員」という。)と、したい方(以下「まかせて会員」という。)の双方を組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動をすることにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進および児童の福祉の向上を図り、地域の子育てを高めることを目的とする。

(センターの業務内容)

第４条　センターは次の業務を行う。

（１）会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。

（２）相互援助活動の調整及び支援に関すること。

（３）会員に対する事業の周知及び相互援助活動に必要な知識を付与するために実施する講習会に関すること。

（４）会員の交流及び情報交換に関すること。

（５）子育て支援関連施設及び子ども・子育て支援関連事業との連絡調整に関すること。

（６）センターの広報活動に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要と認められる業務に関すること。

２　センターに代表者１名を置く。

(会員)

第５条　会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

（１）　おねがい会員

香南市に住所を有し､生後６月以上の乳児から小学校６年生までの子どもと同居する保護者であること。ただし、里帰り出産等で一時的に市内に居住し、親族からの援助が受けられない場合及びその他の子育て支援として事業の利用が必要と認めた場合、センターに登録することができる。

（２）　まかせて会員

香南市に住所を有し､積極的に相互援助活動を行うことができる20歳以上の者で、安全に子どもを預かることができる者であること。

(会員の責務)

第６条　会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。

（２）まかせて会員は相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
（３）まかせて会員は相互援助活動中は会員証を携帯し、おねがい会員等に求められたときは会員証を提示すること。
（４）援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。
（５）援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。
（６）相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会した後も同様とする。
（７）会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。
（８）政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会)

第７条　会員として入会しようとする人は、所定の申込書(様式第１号)(様式第２号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

２　まかせて会員は、入会に際して、県内のファミリーサポートセンターの実施する講習を受講しなければならない。

３　センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第３号)を発行する。

(退会)

第８条　会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

２　会員は、退会に際して退会届(様式第１１号)をセンターへ提出し、会員証も返還するものとする。

３　会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。

(登録の抹消)

第９条　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができるものとする。

（１）会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき
（２）故意、重大な過失または不正な行為によりセンターに損害を与えたとき

２　センターは、前各号の規定により会員登録抹消をしたときは、速やかに会員に通知するものとする。

３　会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第１０条　センターにアドバイザーを１名以上置く。

２　アドバイザーは次の業務を行う。

（１）センター会員の募集、登録その他会員組織に関すること。
（２）会員の相互援助活動の調整及び支援に関すること。
（３）会員に対する事業の周知、講習会の開催に関すること。
（４）会員間の交流及び情報交換に関すること。

（５）機関との連絡調整に関すること。
（６）センターの広報活動に関すること。
（７）その他必要な業務に関すること。

(相互援助活動の内容)

第１１条　会員が相互援助活動として行う援助は恒常的な、または臨時的な次のものとする。
（１）教育・保育施設等における保育開始まで子どもを預かること。
（２）教育・保育施設等の保育終了後子どもを預かること。
（３）教育・保育施設等までの送迎を行うこと。
（４）放課後児童クラブ終了後や学校の放課後に子どもを預かること。
（５）冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事に保護者が出席する際に子どもを預かること。
（６）買い物等保護者が外出する際に子どもを預かること。
（７）その他子育て支援のために必要と認める援助活動を行うこと。

２　子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者で合意がある場合はこの限りではない。

３　病児・病後児の子どもの援助は行わないこととする。

４　援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

５　子どもの受け渡しについては、原則として大人から大人への受け渡しとする。

(援助時間)

第１２条　援助時間は原則として 7:00～21:00 までとする。ただし、センターが認めた場合はこの限りではない。

(相互援助活動の実施方法)

第１３条　おねがい会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助依頼の申し込みをするものとする。

２　センターは、おねがい会員から援助の申し込みを受けた時は、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込みの内容に適当と認められるまかせて会員に連絡する。

３　援助活動の調整を行ったアドバイザーは、援助依頼受付簿(様式第４号)に記入するものとする。

４　おねがい会員は、アドバイザーとともに該当するまかせて会員と援助内容についての事前打ち合わせを行い、援助の実施を相互に決定するものとする。

５　おねがい会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

６　まかせて会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない(様式第７号－１)。

７　まかせて会員は、前項の活動記録(様式第７号－３)を１カ月ごとに取りまとめ、翌月の５日までにセンターに報告するものとする。

(利用料金等)

第１４条　おねがい会員は、まかせて会員に対し、援助活動終了後、別表１に従って利用料を支払うものとする。

２　おねがい会員は、自己の都合で援助依頼を取り消した場合は、別表２に従ってまかせて会員に取消料を支払うものとする。

３　前各項に規定する利用料は、原則として援助終了の都度(前項の取消料にあたっては、援助依頼の取り消し後速やかに)直接現金で支払うものとする。当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

４　おねがい会員は、子どもに係るミルク、おむつ、おやつ等は原則おねがい会員が用意するものとする。

(利用料の助成について)

第１５条　住民税非課税・児童扶養手当受給者・生活保護世帯・一人親家庭・ダブルケア負担世帯については、本人の申請(様式第９号)によりセンターが必要と認めた場合は(別表３)に従い、利用料の助成を行うものとする。

２　利用料助成世帯のおねがい会員の子どもの援助活動を行うまかせて会員は、利用料振込依頼書（様式第１０号）に記入し、利用料助成分は援助活動の翌月１０日にセンターよりまかせて会員に支払うものとする。

(保険・事故)

第１６条　会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

２　前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

３　相互援助活動中に、会員又は会員の子どもが傷害等を被った場合の補償については、センターが加入する補償保険の補償の範囲内とする。

４　重大事故（死亡事故・治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等）が発生した場合、原則として事故発生日に香南市に報告し、また事故報告書（様式第１２号）を作成し、書面をもって報告をする。

５　相互援助活動中に生じた事故については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(その他)

第１７条　この会則に定めのない事項については、センターが別に定める。

附則

本会則は、平成２８年６月１日から施行する。

別表１

【援助活動における、子ども１人あたりの利用料基準額】

相互援助活動の実施日	活動時間帯	基準額(１時間あたり)
月曜日～金曜日	7:00～19:00	600 円
	19:00～21:00	700 円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する日及び１２月２９日～１月３日までの日	原則として 7:00～21:00	700 円

※援助時間は、まかせて会員が現に子供を預かった時間とする。

※最初の１時間は、それに満たない場合でも１時間とみたし換算する。また、１時間に満たない端数が生じた場合、30 分以下は半額を、30 分以上は１時間分の料金を加算する。

※兄弟姉妹で子どもを預ける場合、２人目から半額とする。

※食事（ミルク代を含む）、おやつ代及びおむつ代等必要な消耗品費等にかかる費用は実費とする。

※おねがい会員が援助活動のため自家用車を利用した場合の旅費は、１㎞あたり 30 円とする。

※一般援助活動は原則午前７時から午後９時までとなりますが、それ以外の援助活動時間は一律１時間あたり７００円の利用料とします。

別表２

【依頼取消し時の利用料基準額】

前日まで	無料
当日	予定されていた利用料の半額
無断	予定されていた利用料の全額

※台風や大雨による気象警報や自然災害(地震・津波)に伴う取り消しの場合は、取り消し料はかからない。

別表３

【住民税非課税・児童扶養手当受給者・生活保護世帯の利用料の助成額】

相互援助活動の実施日	活動時間帯	基準額(１時間あたり)
月曜日～金曜日	7:00～19:00	３００円
	19:00～21:00	３５０円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する日及び１２月２９日～１月３日までの日	原則として 7:00～21:00	３５０円

11．こうなんファミリーサポートセンターの個人情報保護に関する基本方針

こうなんファミリーサポートセンター長
香南市社会福祉協議会会長

当センターは、ファミリーサポートセンター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。
ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。
当センターは、香南市個人情報保護条例及び社会福祉法人香南市社会福祉協議会個人情報保護規程その他関係法令を遵守して、個人情報の保護に努め、適正に取り扱ってまいります。

（１） 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じ、利用目的を明示したうえで、こうなんファミリーサポートセンター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２） 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報をファミリーサポートセンター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、変更した利用目的について各個人に対し原則として書面等により通知し、または公表するものとします。

（３） 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

また、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄または削除するものとします。

（４） 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

① 法令に基づくとき。
② 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合で、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
③ 市で利用する場合又は他の実施機関若しくは国の機関などが事務を遂行すことに対し協力する必要がある場合、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

（５） 問い合わせ窓口

ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。

（問い合わせ窓口）
住所　高知県香南市吉川町吉原９５（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内）
名称　こうなんファミリーサポートセンター
TEL　０８８７－５７－７３００

※参照

香南市社会福祉協議会における個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

センターは、以下の方針に基づき、皆さまからいただいた個人情報の保護に努めます。

1．　本会は、個人の人権尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
2．　本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
3．　本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
4．　本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
5．　本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
6．　本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
7．　本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
8．　本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます
9．　本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

「こんな時どうするの？」

おねがい会員より

皆さんの質問・疑問
にお答えします。

Q1．普通に知り合い同士やご近所の方に預かってもらうのとどこが違うの？

A．ファミリーサポートセンターに登録して利用すると、援助活動中、もしもの時、補償保険が適用になりますので安心です。

Q2．子どもを、知らない人に預けるのが少し不安なのですが、まかせて会員の方はどんな方たちですか？

A．資格の有無にかかわらず、お子さんの好きな方で、援助をしたいという方たちです。年齢もさまざまですが、まかせて会員は登録時に、研修を受けています。

Q3．土曜、日曜、祝日等でも援助してもらえますか？

A．援助できるまかせて会員がいれば可能です。頼みたい日、時間など決まっていれば早めにセンターへ連絡してください。

Q4．保育所に迎えに行った子どもをお兄ちゃん(小学生)の待つ自宅に送ってもらえますか？

A．「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡すことが規則です。お兄ちゃんが大きくても未成年であればお渡しすることはできません。

Q5．　毎日の子育てが大変。たまには息抜きがしたいです。そのような場合も子どもを預かってもらえますか？

A．はい。時にはお子さんから離れ、リフレッシュして気分転換してください。

Q6．熱があっても預けられますか？

A．病気の時はお預かりすることはできません。

Q7．急に援助が必要になった時、センターが閉まっていたらどうすればいいですか？

A．事前打ち合わせが済んでいれば直接、まかせて会員さんに依頼することができます。しかし、援助開始前に必ずセンターの留守電かメールに連絡をお願いします。連絡のない場合、万が一事故が起こった時に補償保険の対象外となります。

Q8．子どもが２人いますが、同じ人に見てもらえますか？

A．　兄弟姉妹での預かりも可能ですが、お子さんの年齢や様子、依頼内容によってはできない場合もあります。お互い安全に活動するためにも、依頼内容をご相談させてもらいます。料金は二人目からは半額となります。

Q9. 会員になると必ず利用しないとだめですか？

A.　利用は必ずというわけではありません。いざというときのための準備として登録して「事前打ち合せ」までをしておくと、安心です。

Q10. 子どもがケガをした時、保険の対象になりますか？

A. 援助活動中なら対象になります。

会員になると自動的に「サービス会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の４つの保険に加入することになります（補償保険制度について参照）。

Q11. 予定していた援助活動を当日キャンセルしたい場合は、どうしたらよいですか？

A. すぐにまかせて会員に連絡をとってください。取消し料の支払いが必要な場合は報酬額の基準額に従って支払っていただきます。

Q12. サポート当日は、まかせて会員さんと会えず、直接利用料等が支払えないのですが…

A. まかせて会員さんへの利用料は、その日のサポート終了時に直接支払うのが基本です。しかし、やむを得ず会員同士が対面できない時には、事前打合せの段階で授受のタイミングについてよく話し合っておき、良い方法を決めておきましょう。

Q13. 台風のため臨時休校に。依頼していた援助もなくなりましたが、キャンセル料は発生しますか？

A. 当日のキャンセルはキャンセル料を頂くことになっていますが、この場合、自然災害など予期できないことなのでキャンセル料は発生しません。

Q14. お約束では１時間半の援助依頼ですが早く用事がすんだので、１時間前に迎えに行くことができました。 料金はいくらになりますか？

A. 実働の時間で計算しますので、１時間分の料金となります。

Q15. 援助活動が 30 分に満たない場合の料金はどうなりますか？

A. 最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間の料金になります。

Q16. 保育所への送迎のように１日２回のお願いのときには料金は別々ですか？

A. 料金は別々に計算します。

例えば、朝の送りの時間３０分、迎えの時間３０分であっても合算せず、それぞれ朝１時間、帰り１時間として計算してください。

Q17．今日は金曜日の夜。日曜日に急用ができサポートをお願いしたいのですが、センターは受付時間外。こんな時どうしたらいいですか？

Ａ．　センターの受付時間外や休日（土・日・祝日･年末年始）に緊急な依頼が発生したときは、事前打合せが済んでいるまかせて会員がいる場合は、直接連絡をとって依頼をしてください。おねがい会員は援助開始前に必ずセンターの留守電またはメールに連絡をお願いします。連絡のない場合、保険が適応されません。

Q18．まかせて会員さんに利用料を渡すとき、気をつけたらいいことはありますか？

Ａ．お子さんの年齢が大きくなると、目の前で現金のやり取りをするのに配慮が必要です。封筒に入れて渡すことをおすすめします。

Q19．援助時間が夕食をはさんだ場合の食事は、どうなりますか？

Ａ．原則では持参していただきますが、事前にまかせて会員に連絡して頂いて協力が得られれば夕食を作ってもらうことも可能です。（その時は実費を支払ってください）。

Q20．約束の時間にお迎えに行くことができなくなりました。突然ですが、延長を希望したいんですが、どうなりますか？

Ａ．直接、まかせて会員の方との交渉になります。
まかせて会員の方の都合もありますので、遅くなる可能性がある場合は、予め時間に余裕をもって依頼をしましょう。

Q21．里帰り出産で香南市に帰ってきています。香南市に住民票がないですが、登録することはできますか？

Ａ．里帰り出産等で一時的に香南市に居住し、親族の援助が受けれない場合はファミリーサポートセンターに登録し、援助を受けることができます。

Q22．保育所からのお迎えとその後の預かりを依頼しています。子どもの保育所で風邪が流行っているので、預かりの時に市販の風邪薬を飲ませてもらいたいんですが、可能ですか？

Ａ．活動中に、保護者にかわってまかせて会員が薬を与える場合、医師の処方の確認が必要になりますが、こうなんファミリーサポートセンターでは病児・病後児の預かりをしていないので、投薬をまかせて会員の方にお願いすることはできません。万が一、事故が起こった場合も保険の対象外になります。

Q23．祖父母も自分（親）もまかせて会員として登録をしています。近所に住んでいる祖父母に預かってもらってもこの事業の対象になりますか？

A．別居の親族の援助が得られる場合は家族間の扶助となり、たまたま両者がファミリーサポートセンターの会員であっても、この事業の対象になりません。したがって、保険の対象にもなりません。また万が一事故が起こった場合においても、保険の対象になりません。

Q24．いつもはチャイルドシートを使用していません。援助中も使わなくていいですか？

A．ファミリーサポートセンターで援助する場合、法的に決められた決まりは必ず守っていただきます。

自動車の運転者は、幼児用補助装置（いわゆるチャイルドシート）を使用しない６歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転していけません。

【根拠法】　チャイルドシートの使用義務（道路交通法第 71 条の３第４項）

自動車の運転者は、幼児用補助装置を（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。以下この項において同じ。）を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

チャイルドシートの種類　（道路交通法　平成１２年４月１日施行）

【乳児用】

対象：体重 10kg 未満（身長 70cm 以下、新生児～1 歳くらい）

・乳児期は首が据わっていないため、寝かせるタイプになっています

・後ろ向きに使用する「シートタイプ」と、横向きに使用する「ベッドタイプ」とがあります

【幼児用】

対象：体重 9～18kg（身長 65～100cm 以下、1～4 歳くらい）

・幼児の首が据わり、自身で座れることが使い始めの目安

・乳児用のものを卒業してから、「前向きシート」として使用

【学童用】

対象：体重 15～36kg（身長 135cm 以下、4～10 歳くらい）

・「座面を上げて背の高さを補う」「腰ベルトの位置を子供の腰部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにするものです

※　いずれも対象の体重、身長、年齢は目安です。

まかせて会員より

Q25．車の運転ができないのですが、まかせて会員になれますか？

A．車を必要としない活動もあります。

Q26．まかせて会員として会員登録したのですが、一度もサポートの依頼がありません。

A．おねがい会員の中には、「もしも」の時に備えて登録している方も多いため、会員登録や事前打ち合わせ後、必ず依頼があるとは限りません。また、センターではおねがい会員のサポート内容・お子さんの年齢・地域など様々な条件を考慮して、まかせて会員にお声かけをしています。おねがい会員のＳＯＳはいつ訪れるかわかりませんので「できる時にできることを」というボランティアの気持ちで末永く地域の子育てを支援していただけると幸いです。

Q27．お子さんを家で預かるとき、途中で一緒に外へ出かけてもよいですか？

A．お子さんを預かる場所は原則としてまかせて会員の自宅です。しかし、おねがい会員との合意がある場合は、近所の公園などに連れて行き遊ばせることもできます。また、まかせて会員の自宅以外でサポートをする場合にも、事故やトラブルが生じないようにおねがい会員とよく話し合っておくことが必要です。

Q28．おねがい会員より活動依頼があった時、都合が悪い場合はどうすればいいですか？

A．事前打合せの時にあらかじめ都合のよい曜日・時間を記入していただきますが、万が一都合が悪い時には、断っていただいてもかまいません。都合のよい時に活動をしてください。

Q29．家の中でペットを飼っていますが、お子さんのアレルギーが心配です。

A．入会登録の時にペットを飼っているかお伺いします。お子さんのアレルギーも確認するので、飼っているペットのアレルギーをもつお子さんを紹介することはありません。

Q30．１人での援助活動は不安‥。２人での援助活動はできますか？

A．地域の中で手を取り合い、１対１の家庭的な援助活動を基本としています。しかし、障害をもったお子さんや、１人で援助するのが危険と判断した場合は、まかせて会員さん２人で対応していただくことは可能です。利用料については、おねがい会員さんの視点にたち、２人で１人分の料金とさせていただきます。

Q31．約束の時間を忘れてしまいました。このような場合どのように対応すればいいですか？

A．活動の前日におねがい会員さんから連絡をしてもらうようにします。

もし忘れた場合で‥

保育所や幼稚園にお迎えに行く場合は、おねがい会員さんから事前に保育所等に情報が入っていますので、もしお迎えに行くことを忘れた場合、連絡があると思いますので、慌てずに対応をお願いします。

もしこのような場合に、お子さんが一人で帰り、万が一ケガをした場合、活動が開始されていないとみなされ、保険の対象外となっています。

活動の依頼が入った場合は、スケジュール帳やカレンダーに記入するなど、忘れないよう心掛けてください。

Q32．家で預かっているとき、突然お子さんの具合が悪くなりました。熱をはかると、38 度あり、熱があるようです。このような場合、どのように対応をすればよろしいですか？

A．お子さんが 37 度 5 分以上の熱が出た場合は、おねがい会員の保護者に連絡をし、迎えに来てもらうようにしてください。またセンターにも一報をお願いします。お子さんによって、発熱のラインが違うので「事前打ち合わせ」の時に会員同士で確認を行います。

【様式一覧】

様式第１号	入会申込書（おねがい会員用）裏面地図貼付
様式第２号	入会申込書（まかせて会員用）裏面地図貼付
様式第３号	会員証
様式第４号	援助依頼受付簿
様式第５号	紹介状
様式第６号	事前打ち合せ書　　裏面地図貼付
様式第７号－１	【日報】活動報告書（まかせて会員用）
様式第７号－２	【日報】活動報告書（おねがい会員用）
様式第７号－３	【日報】活動報告書（センター用）
様式第８号	委任状
様式第９号	利用料助成登録申請書
様式第１０号	振込依頼書（新規・変更）
様式第１１号	退会届
様式第１２号	事故報告書

メ モ